

| お寄せいただいた意見  | 市の考え方（対応）   |
|---|---|
| <p>代執行（第12条）は、条例の効力を発揮するために必要があると考えるが、実際の運用にあたっては、事前の行政指導等を丁寧に行い、また、所有者等への支援の条文を活用し、代執行に至らないようにすることが大事だ。</p>  | <p>ご意見のとおりと考えます。代執行に至らないよう行政指導や支援を粘り強く継続し、事態の改善を図ることが最も大切であると考えています。</p> <p>また、行政代執行は、行政に付与された最大の強制力でありますので、その行使にあたっては、法律専門家の助言をいただきながら、厳正かつ慎重に検討する必要があると考えています。</p>  |
| <p>代執行（第12条）について、所有者等が公共の福祉を阻害していると判断できるだけの、判例等の情報がない状況での代執行の運用は時期尚早だと思う。</p>   | <p>代執行は、行政代執行法に基づき実施することができますが、空き家問題に対する市の強い姿勢を明らかにするため、改めて条文に盛り込みました。実際の運用にあたっては、法律専門家の助言をいただきながら、公益上の必要性が極めて高いと判断した場合に実施する考えです。</p>   |
| <p>支援（第13条）について、空き家を解体できない原因は、解体資金が捻出できないことにあるので、次のような条例の制定を提案する。</p> <p>①家屋の所有者が土地を所有している場合、家屋の解体資金に当てることを条件として、市が積極的に土地を買い上げることができる条例を制定する。</p> <p>②家屋の所有者に解体資金がない場合に、30年先を目途に親族が一括返済等する条件で、即座に融資できる条例を制定する。</p> <p>③一般市民にこの分野に対する「寄附金」を率先して呼びかけ、解体資金として融資する。</p> | <p>①市が土地を取得するためには、その土地を利用して公共施設をつくるなどの目的があることが必要です。このような目的がない土地を市が一律に買い上げることはできません。よって、民間業者の活用をご検討いただきたいと思います。</p> <p>②解体資金の融資制度の創設については、老朽し危険な空き家対策の一つとして有効であると考えますが、当面創設する予定はありません。今後の研究課題といたします。</p> <p>③寄附金は、市民の自発的な行為によるものなので、市が分野を特定して寄附を呼び掛けることは行っていません。なお、市では寄附金を随時受け付けており、目的を指定していただくこともできますので、機会がありましたら、お問い合わせください。</p> |
| <p>条例素案は、現行法を熟知している有識者等を入れて検討すべきだったが、有識者を入れていない理由は。</p>   | <p>条例素案は、法律専門家の指導のもとに庁内プロジェクトチームで検討を重ね、策定したものです。</p>  |

### 市民意見公募制度（パブリックコメント）

市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考え方などを公表して広く市民のみなさんからご意見や情報をいただき、これを考慮して意思決定を行うとともに、寄せられたご意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。

#### 市民意見公募制度の流れ

